【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第70期第3四半期

(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社アイレックス

【英訳名】 AIREX INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 久次米 正 明

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号

【電話番号】 (03)3245-2011

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 中 野 浩 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号

【電話番号】 (03)3245-2011

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 中 野 浩 樹

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第69期 第3四半期 連結累計期間	第70期 第3四半期 連結累計期間	第69期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(千円)	2,716,700	2,637,997	3,644,198
経常利益	(千円)	205,914	238,974	309,379
四半期(当期)純利益	(千円)	148,687	173,121	24,909
四半期包括利益又は包括 利益	(千円)	153,718	177,856	29,736
純資産額	(千円)	615,295	669,168	491,312
総資産額	(千円)	1,688,208	1,494,251	1,498,140
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	5.06	5.89	0.85
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	2.42	2.82	0.41
自己資本比率	(%)	29.90	36.37	25.10

回次			第69期 第 3 四半期 連結会計期間		第70期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間		自至	平成22年10月 1 日 平成22年12月31日	自至	平成23年10月1日 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)		1.79		1.40

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.第69期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている 事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国の経済は、東日本大震災の影響により企業の生産活動が低下したことに伴い、輸出、企業収益、個人消費等、すべての分野において低調な年度始めとなりましたが6月頃からは早くも持ち直しの動きが見え始め、サプライチェーンの立て直しや各種の政策効果などを背景に、緩やかな持ち直し傾向で推移いたしました。

情報サービス産業におきましては、設備投資の下げ止まりを背景に、同業界全体での売上高が第3四半期に入ってほぼ2年ぶりに対前年比で増加に転じてまいりました。

このような事業環境下で、当社グループは引き続き経営の効率化、及び新規顧客開拓等による事業拡大を図り、更なる利益体質の強化に日々努めております。当期におきましては、従来の伸長市場への取り組みに加え、新規ソリューションビジネスとして、以下の3つのカテゴリーを推進しております。

- 1. ICT・ソリューション
- 2. ヘルスケア・ソリューション
- 3. セキュリティ・ソリューション

また、第4四半期連結会計期間に入ってからは、セキュリティ・ソリューションの一環として新たに 免震システム「μ-Solator(ミューソレーター)」の販売を開始いたしました。

売上高及び営業利益

当第3四半期連結累計期間における当社グループは、引き続き業務改革、事業構造改革等に注力し、売上面では前年度を下回る厳しい状況にありますが、内製化による外注費の削減や固定費の削減効果等により利益面では前年度を上回ることができました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は、前年同四半期と比べ78,703千円減少(2.9%) し2,637,997千円となりましたが、営業利益は前年同四半期と比べ31,754千円(15.9%) 増加し232,061千円となりました。

経常利益

営業外損益では、受取利息や受取配当金、受取賃貸料等の営業外収益が9,756千円ありましたが、 支払利息等の営業外費用が2,843千円あり、その結果、当第3四半期連結累計期間の経常利益は前年 同四半期と比べ33,060千円(16.1%)増加し238,974千円となりました。

四半期純利益

特別損益では、特別利益で投資有価証券売却益が882千円ありましたが、特別損失で投資有価証券評価損が10,915千円あり、当第3四半期連結累計期間の四半期純利益は前年同四半期と比べ24,434千円(16.4%)増加し173,121千円となりました。

なお、当社グループの事業は、システム開発並びにこれらの付随業務を事業内容とする単一セグメントであるため、セグメント別の状況は記載しておりません。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、現金及び預金等が減少いたしましたが、受取手形及び売掛金や仕掛品等が増加し、前連結会計年度末より196千円増加し1,167,628千円となりました。

固定資産では、新規ソリューションビジネスの開発に伴い無形固定資産が増加いたしましたが、一部の保有株式の時価が下落したことにより投資有価証券が減少し、前連結会計年度末より4,086千円減少し326,623千円となりました。

その結果、資産合計は前連結会計年度末より3,889千円減少し1,494,251千円となりました。

(負債)

流動負債は、支払手形及び買掛金が増加いたしましたが、短期借入金や未払法人税等、賞与引当金等の減少により、前連結会計年度末より155,239千円減少し718,549千円となりました。

固定負債は、長期借入金の返済等により前連結会計年度末より26,506千円減少し106,533千円となりました。

その結果、負債合計は前連結会計年度末より181,745千円減少し825,082千円となりました。

(純資産)

純資産は、四半期純利益173,121千円の計上等により、前連結会計年度末より177,856千円増加し669,168千円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発費は3,057千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	165,669,000
A種優先株式	16,000,000
計	181,669,000

【発行済株式】

種類	第 3 四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年 2 月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	29,417,400	29,417,400	(株)大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)1,2
A種優先株式 (注)3	16,000,000	16,000,000		(注)4,5,6
計	45,417,400	45,417,400		

- (注)1 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
 - 2 単元株式数は1,000株であります。
 - 3 当該A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
 - 4 当該A種優先株式の特質
 - (1) 割当株式数が変更される旨

当該A種優先株式は、当社普通株式の株価の下落により転換価額が修正され、転換予約権の行使により取得と引換えに発行する普通株式の数が増加いたします。

(2) 割当株式数又は転換価額修正の基準及び修正の頻度

当該A種優先株式の転換請求期間は平成23年3月1日以降とし、転換価額は平成24年3月1日以降、毎年3月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の㈱大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正されるものであります。

- (3) 転換価額修正の下限及び転換発行により発行すべき普通株式数の上限 転換価額修正の下限は25円であり、転換発行により発行すべき普通株式数の上限は64,000,000株であります。
- (4) 当社の決定による当該A種優先株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無当社は、平成21年3月1日以降、いつでも当該A種優先株式を買受けることができる旨を定款に定めております。
- 5 A種優先株式の内容は以下のとおりであります。

(1) 種類株式の名称 株式会社アイレックスA種優先株式

(以下「優先株式」という。)

(2) 発行株式数16,000,000株(3) 発行価額1 株につき 金100円(4) 発行価額の総額1,600,000,000円(5) 発行価額中の資本組入額1 株につき 金50円(6) 資本組入額の総額800,000,000円(7) 申込期日平成18年2月27日(8) 払込期日平成18年2月28日

(9) 配当起算日

平成17年4月1日

(10) 発行方法

第三者割当の方法により、引受人に割り当てる。

(11) 継続保有に関する事項

該当なし

- (12) 剰余金の配当
 - (イ)優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録質権者(以下「優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき2円を限度として優先的に配当金((以下「優先配当金」という。)を支払う。
 - (ロ)中間配当は行わない。
 - (八)ある営業年度における優先配当金の不足額は、翌営業年度以降に累積しない。
 - (二)優先株主又は優先登録質権者に対して優先配当金の額を超えて配当は行わない。
- (13) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき100円を支払う。

優先株主又は優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(14) 買受又は強制消却

当社は、平成21年3月1日以降、いつでも優先株式を買受けることができる。

また、当社は、取締役会の決議により、取得日として定めた日の到来により、優先株式を強制消却(取得を含む。)することができる。なお、1株あたりの買受価額又は強制消却の対価は、優先株主又は優先登録質権者に対して、優先株式1株につき発行価額に1.05を乗じた価額とする。

(15) 償還請求権

優先株主は、平成21年3月1日以降において、直近事業年度の貸借対照表確定時の法令で定める「分配可能額」から、2億円を控除した額を上限として、優先株式の全部または一部を1株あたり100円で当社に対して償還(取得を含むものとする。)を請求することができる。ただし、分配可能額は最終営業年度の貸借対照表確定時に剰余金の分配をした場合は、当該分配額を分配可能額から控除した金額とする。

(16) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(17) 株式の併合又は分割

当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について、株式の併合又は分割は行わない。

(18) 新株引受権株式等の付与

当社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、優先株主には優先株式の、新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を同時に同一割合で与える。

(19) 転換予約権

A種優先株主は、下記に定める条件に従い、下記 に定める期間内に転換を請求することにより、1株につき下記 から に定める転換価額により、A種優先株式を当社普通株式に転換することができる。

転換請求期間

平成23年3月1日以降とする。

転換により発行すべき普通株式数

A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換発行により発行 ₌ A種優先株主が転換請求のために すべき普通株式数 提出したA種優先株式の発行価額総額 [÷] 転換価額

発行株式数の算出に当たり1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

当初転換価額

当初転換価額は50円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成24年3月1日以降、毎年3月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の㈱大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正される(修正後転換価額は円位未満小数点第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間の初日から転換価額修正日の前日までの日に、下記で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。ただし、下限転換価額は、下記により転換価額で除した比率(以下「調整比率」という。)に応じて調整される。下限転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の150%(以下「上限転換価額」という。ただし、上限転換価額は、下記により転換価額が調整された場合は調整比率に応じて調整さ

れる。上限転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を上回る場合には 上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

転換価額の調整

当社は、A種優先株式発行後、本号 に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期 については、次に定めるところによる。

(イ)本号 (ロ)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ)株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。

(調整前 調整後 調整前転換価額をもって転換により × 当該期間内に発行された株式数 調整後転換価額 調整後転換価額

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(八)本号 (口)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は新株予約権の行使によって発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。
- (イ)転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ロ)転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本号 (ロ)ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の㈱大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (八)転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日が ない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当 該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。
- 当社は、本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。
- (イ)株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ロ)その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要と するとき
- (八)転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出 に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書及びA種優先株式の株券が、上記 に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、A種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(20) 転換後第1回目の普通株式への配当

優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときには10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

- (21) 当社は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- (22) 議決権を有しないこととしている理由 資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
- (23)単元株式数は1,000株であります。
- 6 A種優先株式に係る欄外記載事項
- (1) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容 該当事項はありません。
- (2) A種優先株式に表示された権利の行使に関する事項についての当該A種優先株式の所有者と当社との間の取決 めの内容

A種優先株式について、当該優先株式に付された各種権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めはありません。

- (3) 当社の株券の売買に関する事項についての、当該A種優先株式の所有者と当社との間の取決めの内容 当該A種優先株式の所有者は、当該A種優先株式の発行日である平成18年2月28日から5年間において、当該A種 優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、 譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、当社に書面により報告する旨の確約を得ております。 また、当該A種優先株式については、所有者が普通株式に転換するまでの期間において継続保有すること及び 所有者が発行済株式総数の5%以上の当社株式を市場または証券会社以外に売却する場合、当社に対して事前 通知を行なうこと、並びにその場合において、当社が同条件以上の買取先を斡旋する場合は、所有者は当社が 指定する買取先に売却する旨の内諾を得ております。
- (4) 当社の株券の貸借に関する事項についての、当該A種優先株式の所有者と当社の特別利害関係者との間の取決めの内容

当社の知る限り、当該取決めはありません。

- (5) その他投資者の保護を図るため必要な事項 当該A種優先株式の所有者との間で、当該A種優先株式の内容を実質的に変更するような条件等の合意は特に ありません。
- (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年12月31日		45,417,400		80,000		20,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

		r	17%20 1 3 7 3 0 0 日 7 位 日
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 16,000,000		「1株式等の状況」の「(1)株式の総 数等」の「 発行済株式」の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,000		株主としての権利内容に制限のない、 標準となる株式 単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,405,000	29,405	同上
単元未満株式	普通株式 7,400		株主としての権利内容に制限のない、 標準となる株式
発行済株式総数	45,417,400		
総株主の議決権		29,405	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には証券保管振替機構名義の株式が 1,000株(議決権の数 1 個) 含まれております。
 - 2 「単元未満株式」欄の普通株式には自己保有株式806株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイレックス	東京都中央区日本橋本町 四丁目8番14号	5,000		5,000	0.02
計		5,000		5,000	0.02

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、聖橋監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	398,881	293,384
受取手形及び売掛金	675,425	759,253
仕掛品	16,742	49,062
原材料及び貯蔵品	359	711
その他	76,617	65,867
貸倒引当金	594	651
流動資産合計	1,167,431	1,167,628
固定資産		
有形固定資産	78,693	77,956
無形固定資産	7,000	26,837
投資その他の資産		
投資有価証券	177,924	156,146
その他	70,420	68,336
貸倒引当金	3,329	2,654
投資その他の資産合計	245,015	221,829
固定資産合計	330,709	326,623
資産合計	1,498,140	1,494,251
負債の部		, - , -
流動負債		
支払手形及び買掛金	229,646	269,716
短期借入金	363,324	292,324
未払法人税等	53,649	17,833
賞与引当金	68,738	38,128
その他	158,430	100,547
流動負債合計	873,788	718,549
固定負債		
長期借入金	41,798	2,805
退職給付引当金	73,472	90,485
その他の引当金	5,886	7,778
その他	11,882	5,463
固定負債合計	133,039	106,533
負債合計	1,006,828	825,082
純資産の部	1,000,020	023,002
株主資本		
資本金	80,000	80,000
資本剰余金	35,710	35,710
利益剰余金	247,745	420,867
自己株式	653	653
株主資本合計	362,802	535,924
その他の包括利益累計額	502,802	333,924
その他の巴拉利益系計額 その他有価証券評価差額金	12.202	7510
	13,303	7,546
その他の包括利益累計額合計	13,303	7,546
少数株主持分	115,206	125,697
純資産合計	491,312	669,168
負債純資産合計	1,498,140	1,494,251

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
売上高	2,716,700	2,637,997
売上原価	2,170,890	2,085,854
売上総利益	545,809	552,142
販売費及び一般管理費		
販売費	3,726	2,679
一般管理費	341,776	317,401
販売費及び一般管理費合計	345,502	320,080
営業利益	200,307	232,061
営業外収益		
受取利息	110	50
受取配当金	3,771	4,295
受取賃貸料	3,847	3,771
その他	4,639	1,638
営業外収益合計	12,368	9,756
営業外費用		
支払利息	6,000	2,562
その他	760	281
営業外費用合計	6,761	2,843
経常利益	205,914	238,974
特別利益		
投資有価証券売却益	66	882
貸倒引当金戻入額	1,600	-
特別利益合計	1,666	882
特別損失		
投資有価証券評価損	-	10,915
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,940	-
たな卸資産廃棄損	1,543	-
事務所移転費用	1,180	- _
特別損失合計	4,663	10,915
税金等調整前四半期純利益	202,917	228,942
法人税等	44,069	45,261
少数株主損益調整前四半期純利益	158,847	183,680
少数株主利益	10,160	10,559
四半期純利益	148,687	173,121

【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	158,847	183,680
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,128	5,824
その他の包括利益合計	5,128	5,824
四半期包括利益	153,718	177,856
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	143,594	167,364
少数株主に係る四半期包括利益	10,123	10,491

【追加情報】

当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び 誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に 関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る減価償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)		当第 3 四半期連結累計 (自 平成23年 4 月 1 至 平成23年12月31	日
減価償却費	4,778千円	減価償却費	4,155千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

当社グループは、システム開発並びにこれらの付随業務を事業内容とするシステム事業という単一 セグメントであります。会社別の利益分析等は行っておりますが、事業戦略の意思決定、経営資源の配 分等は当社グループ全体で行っているため、セグメント情報の開示は省略しております。

(1株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	5 円 06 銭	5 円 89 銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (千円)	148,687	173,121
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	148,687	173,121
普通株式の期中平均株式数 (株)	29,411,594	29,411,594
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2 円 42 銭	2 円 82 銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (千円)		
普通株式増加数 (株)	32,000,000	32,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2 月14日

株式会社アイレックス 取締役会 御中

聖橋監査法人

指定社員 公認会計士 松 田 信 彦 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 永田 敬 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイレックスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイレックス及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。